
令和三年浄化槽設備士試験の施行について

国家試験

○令和3年浄化槽設備士試験の施行について（令和3年3月31日）（国土交通省）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第2項の規定により、令和3年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

- 1 実施期日 令和3年7月4日（日）
 - 2 実施場所 宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
 - 3 受験手数料 22,500円
 - 4 受験手続
 - (1) 受験申請受付期間 令和3年4月5日（月）から令和3年5月21日（金）まで
 - (2) 受験申請の受付機関 公益財団法人日本環境整備教育センター
〒130-0024 東京都墨田区菊川二丁目23番3号 電話番号(03)3635局4881番
<http://www.jcces.or.jp>
 - (3) 受験申請方法 受験申請書は、4(2)の機関に簡易書留郵便または持参により申請すること。
ただし、簡易書留郵便の場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。
 - 5 受験票の送付 受験票は、4(2)の機関から直接受験者に送付する。
 - 6 合格の発表 令和3年9月中旬に合格者を官報で公告し、本人に合格した旨を通知するとともに、4(2)の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。
 - 7 その他 受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、4(2)の機関にて行う。
-